



# 島根県報

平成17年 8月19日 (金)  
第 1,702 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

地方税法第700条の6の4の規定に基づく特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	1
民生委員の市町村別定数の一部改正	(地 域 福 祉 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水 産 課)	2
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	2
道路の供用開始	( " )	3

### 公 告

島根県公共工事積算共同利用システムの開発及び運用業務の事業予定者の決定のための提案競技の実施	(技 術 管 理 課)	3
都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	8
"	(下 水 道 推 進 課)	8

## 告 示

### 島根県告示第908号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成17年 8月19日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
瀧川産業株式会社	瀧川 信夫	島根県出雲市大津町2032番地	平成17年 7月14日

### 島根県告示第909号

民生委員の市町村別定数(昭和49年島根県告示第601号)の一部を次のように改正し、平成17年 9月25日から施行する。

平成17年 8月19日

島根県知事 澄 田 信 義

表中 「

津和野町	32人
日原町	27人

」 を 「

津和野町	59人
------	-----

」 に改める。

### 島根県告示第910号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年8月19日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 快適生活社	福祉用具貸与	ほっとライフ 快適生活社	大田市大田町大田口1329 - 14	平成17年8月10日

島根県告示第911号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成17年8月19日

島根県知事 澄 田 信 義

和江加入区（和江漁業協同組合）

島根県告示第912号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年8月19日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	431号	松江市西川津町2940番3地先から同町398番44地先まで	前	メートル 27.50～41.00	メートル 39.00	松江土木建築事務所 不用物件の発生 減幅 払い下げ	
			後	27.50～41.00	39.00		
"	186号	浜田市相生町1576番3地先から同市河内町1578番12地先まで	前	9.00～13.00	80.00	浜田土木建築事務所 道路改築工事 拡幅	
			後	13.00～18.00	80.00		
県道	松江鹿島美保関線	松江市下佐陀町878番1地先から822番1地先まで	前 A	17.00～21.00	121.00	松江土木建築事務所 道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 拡幅 ダブルウェイ仮設道設置	
			後	A	18.50～26.00		121.00
				B	14.00～21.00		115.00

"	"	松江市下佐陀町822番1地先から同地先まで	前	17.00	21.00	川本土木建築事務所	道路改良工事
			後	17.00~18.50	21.00		拡幅
"	瑞穂赤来線	邑智郡邑南町八色石709番6地先から同町布施1番5地先まで	前	9.00~20.00	500.00	川本土木建築事務所	道路改良工事
			後	9.00~22.00	500.00		拡幅
"	須川谷日原線	鹿足郡日原町大字相撲ヶ原字後ヶ谷458番3地先から同大字字家ノ下モ442番地先まで	前	4.00~8.60	32.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	災害復旧工事
			後	4.00~12.40	32.00		拡幅
"	日原須佐線	鹿足郡津和野町大字中曾野字木元1371番地先から同大字字金付免1630番地先まで	前	4.00~13.00	792.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	道路改良工事
			後	4.50~28.50	792.00		拡幅

島根県告示第913号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 8月19日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万下夕月956番1地先から同964番地先まで	メートル 220.00	平成17年 8月19日	隠岐支庁	
"	松江鹿島美保関線	松江市下佐陀町878番1地先から同町822番1地先まで	179.00	平成17年 8月30日	松江土木建築事務所	
"	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫3395番7地先から同1645番6地先まで	168.00	平成17年 8月23日	川本土木建築事務所	
"	瑞穂赤来線	邑智郡邑南町八色石706番3地先から同町布施1番5地先まで	397.00	"		
"	須川谷日原線	鹿足郡日原町大字相撲ヶ原字後ヶ谷458番3地先から同大字字家ノ下モ442番地先まで	32.00	平成17年 8月19日	益田土木建築事務所津和野土木事業所	

公 告

島根県公共工事積算共同利用システムの開発及び運用業務の事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成17年8月19日

島根県知事 澄田信義

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 名称

島根県公共工事積算共同利用システムの開発及び運用業務

## (2) 仕様

「島根県公共工事積算共同利用システムに関する開発及び運用に係る基本仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

## (3) 予算額

249,979,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

## (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く)の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

キ 共同企業体の構成員でないこと。

ク 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得者であること。

ケ 直近の決算による自己資本金額が1億円以上であること。

コ 実質的営業年数が10年以上であること。

サ 国、都道府県又は平成12年国勢調査による人口が15万人以上の市における公共工事積算システムの開発業務を平成8年4月1日以降受注した実績を有する者であること。ただし、導入した後、平成17年8月1日現在で稼働が終了している公共工事積算システムは除く。

シ 上記サにおいて受注し、開発した公共工事積算システムに関する公共工事積算データ・プログラム改訂又は保守・維持管理等の運用業務を平成8年4月1日以降受注した実績を有する者であること。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

㊦ 目的

㊧ 企業体の名称

㊨ 構成員の住所及び名称

㊩ 代表者の名称

㊪ 代表者の権限

㊫ 構成員の出資の割合

㊬ 構成員の責任

- ク 取引金融機関
- ケ 決算
- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- セ 解散後の瑕疵担保責任
- ソ その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。
- エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のク、ケ、サ及びシに該当すること。
- オ 共同企業体の代表構成員は、実質的営業年数が10年以上であること。
- カ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明について

#### (1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

平成17年 8月19日(金)から平成17年 8月31日(水)まで  
閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

##### イ 配布場所

島根県土木部技術管理課

#### (2) 提案競技説明会

##### ア 日時

平成17年 8月25日(木) 14時00分から

##### イ 場所

島根県庁会議棟 第2会議室

### 4 提案競技参加資格確認手続について

#### (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

##### ア 提案競技参加資格申請書

イ 会社概要書又は経歴書(共同企業体の場合は、構成員全ての会社概要書又は経歴書)

ウ 登記事項証明書又は身分証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての登記事項証明書又は身分証明書)

エ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての証明書)

オ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての納税証明書)

カ 国際標準化機構が定めた規格 ISO9001の認証取得登録証の写し

キ 公共工事積算システムの開発業務及び運用業務の受注実績

ク 協定書(共同企業体の場合のみ)

#### (2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による

#### (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

##### ア 提出方法

郵送又は持参による。

## イ 提出期限

4(1)の書類について、平成17年9月2日(金)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、2日の午後5時までに必着のこと。

## ウ 提出先

12に同じ

## 5 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成17年9月7日付けで、郵送にて通知する。

## 6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること。(ファックス及び電子メールによる質問書の送付も可とする。)
- (2) 提出先は、12と同じとする。
- (3) 提出期限は、平成17年9月9日(金)午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、平成17年9月14日(水)までにファックス又は電子メールにより通知する。

## 7 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

## (1) 提案書の内容

島根県公共工事積算共同利用システムの開発及び運用について提案すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

## (2) 要求する仕様

仕様書を参照すること。

## (3) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

## (4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## ア 提出方法

郵送又は持参による。

## イ 提出期限

平成17年9月28日(水)午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、28日の午後5時までに必着のこと。

## ウ 提出先

12に同じ。

## 8 選定方法

## (1) 評価手順

ア 別に設置する「島根県公共工事積算共同利用システム調達に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において厳正な評価、選定を行う。

## イ 第1次審査

提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内であり、かつ、仕様書に規定している積算業務機能及び基準改訂機能の必須項目をすべて満たしている提案書についてのみ書面審査を行い、優良提案数件を選定する。

## イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。

## (2) 提案書の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価基準（評価項目）は次のとおりとする。

- ㊦ 構築方針、プロジェクト管理及び地域振興に関する項目
- ㊧ 開発及び機能要件に関する項目
- ㊨ 運用要件に関する項目
- ㊩ 機器及び設備に関する項目
- ㊪ 費用に関する項目
- ㊫ 実績に関する項目

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果については、次のア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果については、次のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治体の物品等又は特定役務の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

ア 島根県税について未納の徴収金がないこと。

イ 消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払は行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地  
 島根県土木部技術管理課 担当：佐藤、三上  
 電話（直通）0852 - 22 - 5941  
 ファックス 0852 - 25 - 6329  
 電子メール gijyutsu@pref.shimane.lg.jp

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services required:  
 Shimane Prefecture and its cities, towns, villages and related public works groups will develop and implement an interoperable quantity surveying system that will calculate the cost of public works operations.
- (2) Deadline for submission of proposal documents :  
 September 28, 2005  
 17:00p.m.
- (3) For further details please contact:  
 Shimane Prefecture Engineering Management Division  
 1 Tonomachi Matsue City  
 Shimane Prefecture 690-8501 JAPAN  
 TEL : +81-852-22-5941

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成17年8月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

益田都市計画臨港地区

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成17年8月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

益田都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

